

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

平成 22 年 2 月 10 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（引受審査に係る個別資料）</b></p> <p><b>第 7 条</b> 規則第 12 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする</p> <p>1           （ 現行どおり ）</p> <p>2  予想貸借対照表及び予想キャッシュ・フロー表</p> <p>3</p> <p>4           （ 現行どおり ）</p> <p>8</p> <p><b>（社債券の引受審査項目の細目）</b></p> <p><b>第 11 条</b> 規則第 18 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1  財政状態及びキャッシュ・フロー</p> <p>  イ  財政状態の健全性及びキャッシュ・フローの見通し</p> <p>  ロ  財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの変動理由分析</p> <p>2           （ 現行どおり ）</p> <p>3           （ 現行どおり ）</p> <p><b>（海外発行についての準用）</b></p> <p><b>第 17 条</b> 規則第 37 条第 3 項の規定に基づき、我が国の上場発行者の外国における株券等の募集へ規則第 23 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に</p>	<p><b>（引受審査に係る個別資料）</b></p> <p><b>第 7 条</b> 規則第 12 条第 2 項第 5 号に規定する細則で定める資料は、次に掲げるものとする</p> <p>1           （ 省 略 ）</p> <p>2  予想貸借対照表及び予想キャッシュ・フロー表</p> <p>3</p> <p>4           （ 省 略 ）</p> <p>8</p> <p><b>（社債券の引受審査項目の細目）</b></p> <p><b>第 11 条</b> 規則第 18 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1  財政状態及びキャッシュ・フロー</p> <p>  イ  財政状態の健全性及びキャッシュ・フローの見通し</p> <p>  ロ  財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの変動理由分析</p> <p>2           （ 省 略 ）</p> <p>3           （ 省 略 ）</p> <p><b>（海外発行についての準用）</b></p> <p><b>第 17 条</b> 規則第 36 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 23 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="252 322 786 499">提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 20 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。</p> <p data-bbox="459 611 549 645" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="252 705 786 786">この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p data-bbox="834 322 1369 499">される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 20 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。</p>